

## 「第65回人権週間」特設人権相談所の開設について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、来る12月4日から10日までの一週間を「第65回人権週間」と定め、全国的な各種行事を企画しています。前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会では、県内の各市町村において、特設人権相談所を開設します。子どもに関すること、家庭内や近所のもめごと等、人権問題や困りごと等で悩んでいる方ほどのようなことでも構いません。お近くの特設人権相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

**開設日時** 平成25年12月4日(水) 午前10時から午後3時

**場 所** 高山村いぶき会館

特設人権相談所へお越しになれない方は、通常どおり前橋地方法務局及び各支局で電話相談等を受け付けておりますので、ご利用ください。

**電話相談** ☎0570-003-110 (みんなの人権110番)

**インターネット** <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

**お問い合わせ先** 前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-221-4466 (代表)

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、来る11月18日(月)から11月24日(日)までの一週間を「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど、女性の人権に関する相談・悩みごとについての電話相談窓口を開設します。

ゼロナゼロのハートライン

「女性の人権ホットライン」専用電話番号は **全国共通 0570-070-810**

※ 携帯電話からも接続可能です。ただし、PHS・IP電話からは接続できません。

強化週間中の受付時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後7時まで

土曜日と日曜日は午前10時から午後5時まで

※ 通常の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

対応は法務局職員と人権擁護委員が当たり、秘密は固く守ります。

前橋地方法務局人権擁護課 (担当 藤原・吉澤) ☎ 027-221-4466 (代表)

Fax 027-220-4208



### たかやまの文壇

(文化協会俳句部)

十月句会

秋晴れや上衣を畦に放り投げ  
刈りし田や刈らずある田も夕あかね

一 崧

烈日を重ねかさねて今年米  
秋灯の足腰ゆらす村湯かな

朝 郎

秋晴れや母校の賛歌同窓会  
天高し飛び立つ羽根をわれも欲し

昭 典

手にあまる作りアケビの濃紫  
街そだち農婦となりて葡萄摘む

節 子

書き慣れし手紙の宛名小鳥来る  
石段の上には社望の月

耀 子

呼び合って帰る燕の旅はじめ  
まどろみの夢の中なる虫の声

泰 枝

夕ぐれ刈田に降りし鷺の二羽  
空青く限りなくある栗拾う

良 郷

老骨に鞭打ち稲を刈りにけり  
免許更新講習終へて秋高し

あきを

新葉を田に返したるコンバイン  
台風一過昨日も今朝も日本晴れ

幸 子

日毎増す黄ばむ穂面の広さかな  
朝顔の一片ゆらして雨あがる

末 吉